

日本国一般財団法人外国人材共生支援全国協会（NAGOMi）  
とベトナム国海外労働者派遣協会（VAMAS）との  
協力覚書

日本とベトナムとの関係は、アジアの平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップに基づき、幅広い分野において包括的かつ実質的に発展しており、最良の発展段階にある。

ベトナム人技能実習生と労働者の受入れ及び活用を含む日越間の人材開発分野における協力は、ベトナム人労働者の職業技能、産業分野における働き方、急速に変化する労働市場と科学技術の進歩に適応する能力の訓練・向上に積極的に貢献しており、日本は今後とも多数のベトナム人の若者にとって、生活と仕事を体験するための魅力的な場所として位置付けられる。

ベトナムから日本への労働者の送出し・受入れと雇用のプロセスにおいては、両国の法律と移民労働者に関連する国際条約、技能実習制度・特定技能制度及び人材開発に関する両国政府又は両国の当局が署名した覚書などを遵守する必要がある。日本国一般財団法人外国人材共生支援全国協会（以下「NAGOMi」という。）とベトナム国海外労働者派遣協会（以下「VAMAS」という。）は、その過程に積極的な役割を果たしていることを認識し、互いの理念と目的に沿ってベトナム人技能実習生や労働者の日本への送出し・受入れプログラムを健全にするために、ベトナム人技能実習生と労働者の送出し・受入れプログラムを促進するための協力に関する、以下の条項を含む協力覚書を締結することに合意した。

## 第1条

NAGOMi と VAMAS は、両者の理念、目的、活動及び成果について、適切な形式と措置により各協会の会員に紹介する。

## 第2条

VAMAS は引き続き、同協会の会員に海外労働者派遣に適用する行動規範 (Code of Conduct- CoC) を実施する。

VAMAS は適切な活動を実施し、労働者の送出し・受入れ及び従事に関する日本とベトナムの法律を遵守するために、同協会の会員に働きかける。特に、平等な選定を確保するための規定を遵守し、適切な訓練を行い、規定に従ってサービス手数料を徴収し、技能実習生と労働者に適時かつ適切なサポートをするとともに、過剰な接待、監理団体及び受入機関から送出機関に支払われる諸経費の減免を不正に決める裏契約の締結、技能実習生や労働者を日本へ送り出すための偽造書類の使用などを行わない。また、人材確保・募集にできるだけブローカーが介在しない仕組みの構築にも取り組む。

技能実習生に対しては、日本で円滑に実習に取り組めるよう日本語（日本語能力試験 N5 以上）と日本の生活習慣・文化に関する事前教育、更に日本の労働条件について実態に即した説明を行う。

さらに、NAGOMi と連携して日本での技能実習制度及び特定技能制度を適正にするためのキャンペーン等を展開する。

## 第3条

NAGOMi は、活動目的である「悪質なブローカー・実習実施者・団体による人権侵害から技能実習生・特定技能労働者を守り、健全な就労システムを定着させる」ため、引き続き政府・関係省庁・地方自治体や経済団体に政策提言を行い、実現を要請する。

現在 NAGOMi の活動には2つの柱がある。

第1に、自由民主党の「グローバル人材共生推進議員懇話会」および関係各省と勉強会を実施し、今年6月に「技能実習制度と特定技能制度の整合性の取れた一貫性ある制度改革」に関して提言を発表した。その提言の中において、技能実習生の意識・能力向上策（含む日本語学習）、失踪・

不法滞在対策、人権侵害対策等についても具体策を提案し、実現に向けて関係省庁に要請している。NAGOMi としては自民党および関係各省との懇話会は、引き続き実施したい考えである。

第2に、「不法行為撲滅キャンペーン」を実施中（2022年5月末まで）であり、その中で、過剰接待やキックバック、暴言、給与未払いなどをしないよう監理団体や実習実施者に働きかけている。更に、労災、病気、妊娠などの問題が発生したときは、技能実習生に不利益な取り扱いが起らないことも呼び掛けている。なおこのキャンペーンは、法務省、厚生労働省および外務省の後援名義を得て実施している。

#### 第4条

NAGOMi と VAMAS は政府及び関係機関と緊密に連携し、双方の協力状況を評価し将来の協力活動を協議するために定期的に交流を図り、制度に関わる調査・研究、情報交換・発信に取り組む。さらに、制度の発展のため、両国における好事例の共有を積極的に行い、正しい理解の普及に努める。

この協力覚書は、2021年11月23日に東京において署名された。

この協力覚書に基づく協力は、署名日から有効とし、両当事者が終了することに合意した時点で無効とする。この協力覚書は、ベトナム語と日本語でそれぞれ2部、計4部が作成され、全4部の有効性は同等である。

ベトナム国  
海外労働者派遣協会  
(VAMAS)



副会長  
ヴ コン ビン

日本国 一般財団法人  
外国人材共生支援全国協会  
(NAGOMi)



代表理事会長  
武部 勤